○北海道警察本部長が代行する許可、認可その他の行政処分に関する方面本部長専決規程

北海道警察本部訓令第18号
昭和30年９月30日

改正　昭和41年12月６日警察本部訓令甲第10号、55年12月22日警察本部訓令第14号、平成７年10月17日第23号、13年８月９日第22号、14年５月30日第14号、７月10日第19号、18年４月27日第14号、９月22日第25号、20年６月30日第12号、11月20日第16号、21年８月20日第22号、27年３月10日第３号、28年11月18日第30号、29年３月15日第６号、９月14日第22号、令和２年２月28日第１号、令和５年８月24日第18号

北海道警察本部長が代行する許可、認可その他の行政処分に関する方面本部長専決規程を次のように定める。

北海道警察本部長が代行する許可、認可その他の行政処分に関する方面本部長専決規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分に関し、北海道警察本部長が代行する事務の一部を方面本部長に専決せしめ、迅速適正に処理することを目的とする。

（専決事項）

第２条　方面本部長は、次に掲げる事項につき、北海道公安委員会の名において専決することができる。ただし、著しく重要又は異例なものについては、この限りでない。

⑴　質物の保管の設備の基準に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第９号）第７条の規定による承認に関すること。

⑵　地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定に基づく条例で定める集会、集団行進及び示威運動に関すること。

⑶　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この号において「災対法」という。）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この号において「災対法施行令」という。）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この号において「地震法」という。）、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この号において「地震法施行令」という。）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この号において「原災法」という。）、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この号において「原災法施行令」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この号において「国民保護法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この号において「国民保護法施行令」という。）に関する次に掲げる事項

ア　災対法第48条第２項、地震法第32条第２項及び国民保護法第42条第２項の規定による通行の禁止又は制限に関すること。

イ　災対法第76条第１項（原災法第28条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）、地震法第24条及び国民保護法第155条第１項の規定による通行の禁止又は制限に関すること。

ウ　災対法施行令第33条第１項（原災法施行令第８条第２項において読み替えて適用

する場合及び国民保護法施行令第39条においてその例による場合を含む。）及び地震法施行令第12条第１項に規定する確認に関すること。

エ　災対法施行令第33条第２項（原災法施行令第８条第１項において読み替えて適用する場合及び国民保護法施行令第39条においてその例による場合を含む。）及び地震法施行令第12条第２項に規定する確認に関すること。

オ　緊急通行車両及び緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納に関すること。

⑷　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第10条第１項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受付の事務の処理及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第６号）第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受付の事務の処理に関すること。

⑸　古物営業法（昭和24年法律第108号）第３条の規定による古物営業の許可に関すること。ただし、不許可処分を除く。

⑹　道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条第１項第２号の規定する交通の規制に係る信号機又は道路標識若しくは道路標示の管理に関すること。

⑺　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第６条第１項の規定による申請の受付に関すること。

⑻　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第２項の規定による遊技機の認定に関すること。ただし、不認定処分を除く。

⑼　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第９条第１項の規定による申請の受付に関すること。

⑽　武器等製造法（昭和28年法律第145号）第28条第１項の規定による通報の受理に関すること。

⑾　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第１項の規定による通報の受理に関すること。

⑿　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第１項の規定による通報の受理に関すること。

⒀　消防法（昭和23年法律第186号）第11条第７項の規定による通報の受理に関すること。

⒁　警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第５条の規定による検定合格者審査に関すること。

⒂　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第11条又は第12条の規定による成績証明書の交付、書換え又は再交付に関すること。

⒃　金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第４号）第３条の規定による金属くず回収業の許可に関すること。ただし、不許可処分を除く。

附　則

１　この訓令は、昭和30年10月１日から施行する。

２　北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分に関する北海道警察方面本部長専決規程（昭和29年北海道警察本部訓令第２号）は、廃止する。

附　則（昭和41年警察本部訓令甲第10号）

この訓令は、昭和42年１月１日から施行する。

附　則（昭和55年警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和56年１月１日から施行する。

附　則（平成７年警察本部訓令第23号）
この訓令は、平成７年10月18日から施行する。
附　則（平成13年警察本部訓令第22号）
この訓令は、平成13年９月１日から施行する。
附　則（平成14年警察本部訓令第14号）
この訓令は、平成14年６月１日から施行する。
附　則（平成14年警察本部訓令第19号）
この訓令は、平成14年７月10日から施行する。
附　則（平成18年警察本部訓令第14号）
この訓令は、平成18年５月１日から施行する。
附　則（平成18年警察本部訓令第25号）
この訓令は、平成18年９月22日から施行する。
附　則（平成20年警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成20年７月１日から施行する。
附　則（平成20年警察本部訓令第16号）
この訓令は、平成20年12月18日から施行する。
附　則（平成21年警察本部訓令第22号）
この訓令は、平成21年８月20日から施行する。
附　則（平成27年警察本部訓令第３号）
この訓令は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年警察本部訓令第30号）
この訓令は、平成28年11月30日から施行する。
附　則（平成29年警察本部訓令第６号）
この訓令は、平成29年４月１日から施行する。
附　則（平成29年警察本部訓令第22号）
この訓令は、平成29年10月１日から施行する。
附　則（令和２年警察本部訓令第１号）
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和５年警察本部訓令第18号）
この訓令は、令和５年９月１日から施行する。